

## 議会運営委員会記録

### ○開催日時

令和2年3月26日 午前8時58分～午前10時6分

---

### ○開催場所

第2委員会室

---

### ○出席委員（9人）

委員長	福元光一	委員	川添公貴
副委員長	成川幸太郎	委員	中島由美子
委員	上野一誠	委員	帯田裕達
委員	瀬尾和敬	委員	森満晃
委員	永山伸一		

---

### ○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 福田俊一郎

---

### ○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 今塩屋裕一

---

### ○その他の議員

議員 井上勝博

---

### ○説明のための出席者

総務部長	田代健一		
総務課長	古里洋一郎	商工観光部長	古川英利
文書法制室長	川畑央		
財政課長	鬼塚雅之	議会事務局長	田上正洋
		議事調査課長	堀ノ内孝
市民福祉部長	上大迫修	課長代理	久米道秋

---

### ○事務局職員

事務局長	田上正洋	議事グループ長	上川雄之
議事調査課長	堀ノ内孝	管理調査グループ員	堀之内孝充
課長代理	久米道秋	議事グループ員	芦谷仁美
主幹兼管理調査グループ長	久保淳一		

---

### ○審査事件等

- 1 新型コロナウイルス感染対策及び地域経済対策に関する意見書の提出について
  - 2 今期定例会に付議される議案等の審議方法について
-

△開 会

○委員長（福元光一）これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、ただいまタブレット端末に表示しております、審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（福田俊一郎）福元委員長をはじめ、議運の委員の皆様には30日間の定例会、まことにお疲れさまでございました。昨日は人事の発表もあり、新たな議会事務局長が決まったところがあります。本日は、発議をはじめ令和元年度一般会計補正予算案、令和2年度一般会計補正予算案、人事案件等について御協議をいただきたいと思っております。

なお、新型コロナウイルス感染拡大による国の動向を鑑み、本市の対応については、今後、臨時会も念頭に置いてまいりたいと思うところであります。

今日はよろしく願いいたします。

---

△新型コロナウイルス感染対策及び地域経済対策に関する意見書の提出について

○委員長（福元光一）それでは、新型コロナウイルス感染対策及び地域経済対策に関する意見書の提出についてを議題とします。

まず、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（堀ノ内 孝）資料1を御覧ください。

新型コロナウイルス感染対策及び地域経済対策に関する意見書の提出について。

先日の委員会の協議会で協議いただき、その後、若干の修正等がございました。既に御覧いただいておりますので、簡潔に御説明します。

まず、提案理由ですが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、地球規模の景気後退に陥るとの懸念が強まる中、地域経済の停滞は深刻である。このような状態が今後も継続すれば景気後退に陥りかねないところであり、この景気失速を回避するには、政府が即効性のある大胆な経済対策を図り、地域経済の回復に着目した地域振興策を重点に大規模な経済対策を迅速に行う必要が

ある。

については、関係行政庁に対し、新型コロナウイルス感染対策及び地域経済対策に関する意見書を提出しようとするものである、というものでございます。

次のページをお開きください。

要望事項を御説明します。

中ほどの記以下ですが、1、マスクや消毒用アルコール等の物資を安定的かつ継続的に供給できる体制を早急に確立すること。2、中小零細企業等への影響等の速やかな実態把握に努め、迅速な経営支援策、金融支援策等の大規模な経済対策を講じること。3、地方自治体、医療機関及び経済団体が行う各種対策に要する経費、要する費用などに対し、十分な財政措置を講じること。これらの3項目となっており、提出先は内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣でございます。

○委員長（福元光一）ただいま説明がございましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、新型コロナウイルス感染対策及び地域経済対策に関する意見書案については、本日の本会議に提出することにしたと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、新型コロナウイルス感染対策及び地域経済対策に関する意見書の提出についてを終了します。

ここで当局が入室しますので、しばらくお待ちください。

[当局入室]

---

△今期定例会に付議される議案等の審議方法について

○委員長（福元光一）次に、今期定例会に付議される議案等の審議方法についてを議題とします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）資料2—1、付議事

件等区分表（案）を御覧ください。

まず、意見書提出に関する発議が1件ございます。

発議第1号新型コロナウイルス感染対策及び地域経済対策に関する意見書の提出については、議会運営委員会提出分であり、本日の本会議において審議してはとを考えます。

次に、報告が1件、報告第2号は市道の管理の瑕疵による事故に伴う損害賠償及び和解に係る専決処分報告であり、本日の本会議において報告を受けるものであります。

次に、提出予定議案は、市長提出議案27件、議員提出議案1件の計28件であります。

議案第54号は令和元年度の一般会計補正予算であり、議案第55号から73号までは、任期満了に伴う農業委員会委員の任命について、議案第74号から2ページの79号までは、任期満了に伴う人権擁護委員候補者の推薦について、議案第80号は、令和2年度の一般会計補正予算であります。

また、議員提出の議案第81号は、市議会議員倫理条例の一部改正であり、議員が市民全体の代表者として、その政治活動及び職務遂行に当たり、廉潔・公正を確保し、より一層の政治倫理の向上に努めるとともに、近年の社会情勢に鑑み、ハラスメント防止に対する議員の自覚を促進しようとするもので、以上28件の議案については、いずれも本日の本会議で審議してはと考えます。

なお、議案第55号から73号までの農業委員会委員の任命については、一括説明の後、議案ごとに質疑、討論、採決とし、さらに議案第74号から79号までの人権擁護委員候補者の推薦についても、一括説明の後、議案ごとに質疑、討論、採決とされてはいかがかと考えます。

次に、受理陳情が1件ございます。

前回、24日の議運におきまして御協議いただきましたとおり、陳情第3号については、本日の本会議において審議してはと考えます。

次に、資料2-2、議案に係る討論通告一覧を御覧ください。

記載のとおり、議案第41号、47号、49号及び50号について、井上議員から反対討論の通告があったところです。

次に、資料2-3、陳情に係る審査結果等一覧

を御覧ください。

陳情第2号について、付託先の生活福祉委員会の審査結果は、採択すべきものであり、本日の本会議において委員長報告があり、その後、質疑、討論、採決となります。

なお、討論通告はありませんでした。

また、陳情第1号については、付託先の産業建設委員会から継続審査の申出がありました。

○委員長（福元光一）ただいま事務局長から説明がありましたが、引き続き、当局の補足説明に入りますが、案件が複数ありますので、1件ずつ説明を求め、質疑を行っていきます。

まず、第9回補正予算について、当局に補足説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）令和元年度の補正予算として提出いたします予算について御説明いたしますので、令和元年度一般会計予算書第9回補正の19ページを御覧ください。

今回の補正は、一般会計において、1億3,239万8,000円を増額するものであります。

それでは、補正の内容を説明いたしますので、21ページの歳出目的別を御覧ください。

総務費では、財産一般管理費において、今後の財源対策として財政調整基金積立金を増額し、賦課徴収事務費において、市税歳出還付金を増額するものであります。

民生費では、児童福祉管理運営費において、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、市内の保育所等が購入する衛生管理資材及び機器に対する補助金等を計上するとともに、児童館費において、学校の臨時休校措置に伴う放課後児童クラブの開所経費に対し支援するため補助金を増額するものであります。

教育費では、小学校管理費において、寄附者の意向に添い教育備品の購入に係る経費を増額するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。20ページの歳入を御覧ください。

地方消費税交付金及び自動車取得税交付金では、交付額の決定によりそれぞれ減額するものであります。

地方特例交付金では、幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担分に対する措置として、今年度に

限り臨時交付金が創設されたことから、子ども・子育て支援臨時交付金を計上するものであります。

国庫支出金では、児童福祉費補助金において、新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止策及び放課後児童クラブ運営に係る国からの補助金を増額し、道路橋梁費補助金において、国の1次補正に伴う内示に伴い補助金を増額するものであります。

寄附金では、教育費寄附金において1件、5万円を御寄附いただきましたので増額するものであります。

諸収入では、雑入において、鹿児島県市町村振興協会市町村交付金の決定により増額するものであります。

次に、繰越明許費について説明いたしますので、5ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業を追加するものであります。

**○市民福祉部長（上大迫 修）** お手元に令和元年度9回の補正予算の概要をお願いいたします。2ページでございます。

先ほど財政課長から説明がありましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業として、3月3日から春休みまでの間、放課後児童クラブで児童の受入れをいたしました。それに係る保護者負担分について国の措置により10分の10、要するに保護者負担なしで対応するために措置したもので、ごめんなさい。ちょっと取り違えておりました。1番目が、すみません、91の施設について衛生管理資材等の購入に係る経費でございます。この91の施設につきましては、私立保育園、認定こども園、小規模保育園、認可外保育園等の保育施設44施設と放課後児童クラブに子育て支援センター及びファミリーサポートセンターを加えました児童クラブ等の47、合計91施設について、消耗品、マスク、消毒液及び空気清浄機等の機器等の整備に係る経費として1カ所50万円を限度に国のほうで臨時交付金の措置がされましたので、措置をするものでございます。

2点目、下段の、すみません、放課後児童クラブ運営補助につきましては、3月3日から春休み前日までの平日の期間におきまして、午前から開所する児童クラブ、またその開所に当たりまして人材確保等に要する経費等を1施設、3万

200円、全体36施設について20日分の2,174万4,000円を、また同期間におきます障害児の受入れに係る対応をいただきました23施設について6,000円の20日分、276万円を措置をし、年度内3月までに実績報告を受けまして、出納整理期間中での執行で対応したいという形で予算をするものでございます。よろしく願いいたします。（本ページの発言により訂正済み）

すみません、3万2,000円と説明したようで、3万200円の間違いでございます。申しわけありませんでした。（本ページで訂正済み）

**○委員長（福元光一）** ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 質疑、意見はないと認めます。

次に、令和2年度補正予算について、当局に補足説明を求めます。

**○財政課長（鬼塚雅之）** 令和2年度の第1回補正として提出いたします補正予算について御説明いたしますので、令和2年度一般会計予算書第1回補正の9ページを御覧ください。

今回の補正は、一般会計において、1億円を増額するものであります。

それでは、補正の内容を説明いたしますので、11ページの歳出目的別を御覧ください。

商工費の中小企業振興費において、市内中小企業者等を対象とした新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として、既往債務の返済猶予及び新規の借入れに係る利子補助金を計上するとともに、セーフティネット対応資金の保証料に係る補助金を計上するものであります。

次に、歳入について説明いたします。10ページの歳入を御覧ください。

繰入金において、今回の補正に係る財源として財政調整基金繰入金を増額するものであります。

**○商工観光部長（古川英利）** お手元に令和2年度第1回補正予算の概要の2ページを御覧ください。

中小企業の振興に対する補助金等につきましては、当初予算で中小企業対策利子補助を用意してございましたが、今回の新型コロナウイルスの感染症の関連といたしまして、この2ページにある

三つの補助金を追加でお願いするものでございます。

まず、上段の返済猶予利子補助金につきましては、中小企業が既に借りている既往債務の返済猶予手続をした場合に支払う利子について、その期間中の利子の一部を補助するものであります。

補助率は100%、10万円を上限としております。

条件といたしまして、市内で6カ月以上事業を営んでいる中小企業と個人事業者も含まれます。それと、売上げが前年度同期比20%以上の減少があること、それから日本政策公庫、県の融資制度、あと民間金融機関のプロパー資金の貸付けを受けている方となっております。

この対象期間でございますが、1月29日に遡及しまして、6月末分決定分を最長11カ月まで利子分を補助したいと考えております。

次に、中段の新規借入れ利子補助金につきましては、コロナウイルス関連の貸付けを新たに活用した場合に支払った利子の一部を助成するもので、補助率は100%、補助対象融資額は1,000万円とし、期間は最長1年間としております。

貸付け条件等につきましては、返済猶予利子補助金と同様でございます。

次に、下段の緊急保証制度保証料補助金は、国が指定する地域業種において県の融資制度であるセーフティネット対応資金を活用する際に必要な保証料の一部を補助するものでありまして、補助率は100%、補助対象融資額は500万円としてございます。

ちなみに、県のセーフティネット対応資金を活用した市内中小企業に対しての制度でございますが、セーフティネットの4号の指定では地域指定となっております。売上げが前年同期比20%以上減少した場合、5号が業種指定でありまして、売上げが前年同期比5%以上の減少が対象となっております。

○委員長（福元光一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員（永山伸一）まだ令和2年度の新年度予算も成立していないのに、この補正予算という異例の形での補正の件なんです。緊急事態ということで、以前から本会議で申しましたように、市

民の方々が非常に期待されている制度ではないかというふうに感じています。

(2) (3)につきましては、過去もあったやに感じているんですが、(1)が今回、緊急対策の返済猶予利子補助ということで、非常に新規の部分でありがたいなというふうに感じています。

まずは、こういった制度をつくるに当たった、市内からの事業者のこういった要望があったのか。今お分かりであれば、そこら辺をちょっとお示しただいて、こういう制度の設立に至ったといった部分をお示しただければありがたいと思います。

○商工観光部長（古川英利）地域の事業者の声に関しましては、私どもも経済4団体、商工会議所、商工会、それから企業連携協議会、観光物産協会の代表者の方に集まっていたきまして、意見交換の場を設けております。それからホテル・旅館に関するアンケート調査、それから組合長さんに対するヒアリング等を行いまして、業種、それから地域的な差は多少あるんですが、相対的に大変厳しい状況ということで、昨年9月ぐらいからの景気の低迷に加えて、これがとどめを刺しているような形になっているということ、それからリーマンショックが以前ありましたけども、それよりもかなり早い段階で経済の影響が出てきていること、それから、各種政策で新たな借入れに対する支援はあるんですが、これ以上借入れをする余裕もないということで、返済猶予を、ぜひこれの支援を考えられないかという声を直接、間接、聞いておりましたので、今回このような形で提案をさせていただいたところでございます。

○委員（永山伸一）本当にこの緊急事態に対して即時対応という形で新しい制度、大変ありがたいと思っていますので、新年度ですので4月以降になるんでしょうけれども、今お話があった経済団体、関係団体及び市民の方々へのまず広報を徹底して、こういう制度をつくりましたといったことを広く市民の方々に、特に困っていらっしゃる事業者、本当に周りにたくさんいらっしゃいますので、そういう方々にぜひ関係団体を通じて紹介をしていただきたい。この新しい制度が十分行き渡るような施策をぜひ取り組んでほしいというふうに要望しておきます。

○委員（川添公貴）事前審査になるんで、中身

はあんまり聞きませんが、政府が4月、遅くとも5月には追加経済措置を行使するわけなんです、それを踏まえての補正は今後出るだろうと思います。

それからもう1点、この中に前回リーマンショックのときは無担保融資もやったわけなんです、今回含まれていないですね。政府の考え方として無担保融資等の補助事業等が今度は出てくるわけなんです、ちまたの話では、金利補助、金利の負担をしてやっても元本は返さないといけないと、その元本のお金が入ってこないという話です。だから、経済、企業をつないでいくためには、無担保融資等の今度制度をやっていくわけなんです、その見込みについてはどのように考えていらっしゃるんですか。追加でまた臨時議会を開かないといけない状態に持っていくのかどうか。

**○商工観光部長（古川英利）** まず、この市としての中小企業の支援につきましては、取り急ぎ4月・5月・6月分というような考え方で今回提案をさせていただいているところです。今後は、国の制度がもっと明らかになってから、また検討の余地はあるんじゃないかと思っております、既に国のほうで無利子無担保の融資というところの特別貸付けの制度ができておまして、そこらについては実際の運用については、まだ我々のレベルまでは落ちてきていないんですけども、いずれにしても国のそういう制度も活用しながら、資金繰りに困っている方々の支援が直接、それから紹介という形になるんですけど、国や県の制度の紹介で何とか乗り切っていただければというふうに考えているところです。

**○委員（川添公貴）** 分かりました。中身についてはまた今後だろうと思うので。

それともう1点、早急にこの議案を出していただいた以上は対応していただきたいのは、いかにお金を回すか、集客するかということに力を入れなきゃいけないだろうと。国がやる前に、後、国が出したら財源組み替えすればいいだけのことで、単独で繰越金がまた20億円ぐらい、下手すれば14から20億円ぐらい出るでしょうから、それを活用して、追加の経済措置をもう一回提案していただきたいと思います。というのは、いかに誘客を図るか、来ていただくかというのが1点、それからみなし法人、個人で営業をやっている

しゃる方、零細企業以下の人、個人で商売やっている、そこ辺にもしっかりと手が回るような形でやっていただきたい。というのは、一つの例として、農業者関係で今果物相場も相当下がっているんですよ。相当利益が落ち込んでいる等々がありますんで、これは農業関係なんでちょっと別な予算だろうと思うので、そこら辺もしっかりと情報をつかんで、早期にまた追加の補正をお願いできればと思っているところです。

**○委員（上野一誠）** さっき事務局長が付議事件区分表で一通りは説明をして、当局に関して質疑は、僕は当局にはないんですけど、この取扱いをちょっと確認したいから、いいですか。

**○委員長（福元光一）** どうぞ。

**○委員（上野一誠）** なら当局を終わらせてから。

**○委員長（福元光一）** それでは、委員の皆様にも申し上げます。今、上野委員のほうからも発言がございましたように、関係があるから、当局だけ退席していただいて、また発言があると思いませんので、よろしくお願いたします。

[当局職員退室]

**○委員（上野一誠）** 先ほど局長のほうで付議事件等区分表の議案、また、今回御提案される議案の説明を受けたんですが、ちょっと確認をさせていただきます。この議員提出というのは、それぞれお考えがあって当然できるんですけど、この81号の議員の倫理条例の一部改正条例の制定ということで、この経緯に至ったそのことを少し説明いただかないと、こうですよという一辺倒のおりの説明では分かりづらいと思うんです。したがってこの議案は、もう御承知のとおり、議運であるいは党派持ち帰りをして、議論を一生懸命してきた。そして一番直近の議運では、一応議長のほうから国が6月ぐらいにということで、それをもって再度御検討願いたいという一つの据置き議案になっていたというふうに思うんですね。議運の議題に発議として上げるということは、当然そのことをこういう形で決定というか、方向性が決まっていれば何ら問題ないと思うんですけども、まだ議運でも確認ができていない、最終的にそういう総意のことが出来上がっていない、そういうことがぱっとこう出てくるということは、やはりこうこれまでの議運の一つの議論の仕方、信頼関係という意味では、ちょっと僕は理解ができない部分が

あるんです。そうであれば、もう議運の議論は何にもならないねと。あるいは、議長がいろいろ議論して一つの提案をされているにもかかわらず、私はそれがちゃんとして6月ぐらいには出してくるであろうというふうに僕自身は思っている、うちは思っているんですけども、これを早急にこういう形で取り上げ、そしてしっかり議題に上げた一つの取扱いというのをひとつ、ちょっと説明してくれませんか。内容が分かんずです。

**○事務局長（田上正洋）** 経緯と申し上げましても、事実を申し上げるだけですけれど、昨日、朝9時ごろだったと思いますけれども、永山議員のほうから6名の賛成者の署名を持って議案提出をされたということでございます。それまでの経緯というのは、もう議案を提案された永山委員でないと私も存じ上げません。

**○議長（福田俊一郎）** 今、上野委員のほうから御説明があったとおりでありますけれども、過日、議会運営委員会において議員倫理の条例の改正については、それぞれ御意見を頂いたところがあります。出された御意見等をお聞きする中で、なかなか全会一致での改正の採決ということは困難だというふうに私も判断をいたしたところです。できましたら、我々、議員条例の関係でありますので、全員が一致する中でやはり可決の方向へというふうに思っておったわけでありましてけれども、これについては少し時間が要するというを思ったところです。実際、6月には国のハラスメント防止法が施行されるということでありますから、こういった社会的な状況等を鑑みて、それをもってまた議論を尽くして、この議員倫理条例については、改めて議会運営委員会の中で諮らせていただければというふうに思った次第であります。

**○委員長（福元光一）** それでは、委員長の私からも一言、発言をさせてください。

昨日、正副委員長打合せがあったもんですから、その時点で我々も知り得たところあります。それでいろいろ話しをした結果、永山委員にも出席をいただき、いろいろ聞いたところあります。そして今朝のこのようなことになった経緯です。それでは、永山委員のほうから手を挙げられ、いいですか、もういいですか。内容じゃなくて、このようになった経緯を。

**○委員（永山伸一）** 今議長と委員長からお話が

ありましたように、昨日の9時に一応賛成者も得て発議という形で出させていただきました。昨日も正副議長、それから議運の正副委員長同席のもと呼ばれて説明はしたところです。説明して今日に至った次第であります。

議運で議長からお話があって、6月の法の施行を待ってというお話があって、その時点ではそうせざるを得ないかなというようなこともあったんですが、その後、いわゆる労働施策総合推進法を改めて改正の部分を見直してみました。昨年の5月に改正されて6月から一部、大企業向けで法を施行するというようなことであります。議員倫理条例については、やはり我々市議会議員の政治活動の一つの指針でありますので、先送りすることなく、やはり即座にこういう部分についてはやっていくべきであろうというふうに強く感じておりますし、またちょうど、6月ということではなくして、4月新年度が始まりまして、いろいろ職員の方々に対しても我々議会が範を示す、そういうきっかけにもなればという思いで今回提出をさせていただいた次第であります。

一応そういうことでよろしいでしょうか。

**○委員（上野一誠）** これまでの経緯が、今の説明は必要性を言われているんだけど、これまでの経緯をちょっと聞けなかったので、一応早くすべきということだけど、それは出したいというんなら、それを僕ら止める必要は全くないので。ただ僕が今問題化しているのは、この議案を一つの議題としてしっかりとこの議案として上げるか上げないか、取り扱うか扱わないかということが問われるんじゃないかということを言いたいです。今まで議論を議運でしているわけだから。私が言いたいのはそこです。

**○委員（瀬尾和敬）** 私もこの議会運営委員会でもんだことというのは、これは尊重されるべきであって、その後いろいろあったかもしれせんけれども、やっぱり議運で次なるときに、しっかりと体制を整えてこれに対処しようというふうに申合せをしたわけですから、この申合せを破るというような方向というのは、私はいかななものかと考えています。ここにこう、議案第81号が出てきたときに、あれ、これは一体どういうことかと思いましたよね。私、だから、これを議案第81号を今回の議案に上げることについては、甚

だ問題があるという強い認識を持っています。

**○委員長（福元光一）** ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、私のほうから。先ほど言いましたことにもう少し言葉が足らなかったんですけど、昨日、永山委員が出席していただいたときに、議運で1回この問題をもんであるから、やはり昨日の1日前に議運があったんだから、そのときにこういう考えがあるから出してほしいということ言うんですけど、やはりそこも悩んだと、本人も悩んだけどということだったもんですから、再度お願いの形で大変重大な決断が要るかもしれませんが、この問題を明日議運がある前に取り下げてもらえないでしょうかという相談もしました。そしたら、ちょっとできないということでしたので、それも踏まえて、また委員の方々は意見を出してみてください。

**○委員（上野一誠）** もう僕は是々非々でしっかり物を言うところは言わんといかんと思うから、あえて言うんです。この発議がどうこうという、出すことについては何ら僕は疑義を言っているんじゃない。ただ、議運で議論し、こういう先送りというか、委ねている議案だけに、これを議会運営がこういう形で議案としておくということは、やはりいささか問題ではないかと。だから手段、方法はいろいろあると思うんですよ。発議のやり方もですね。だからそういう捉え方からすると、やっぱりここは、議長、問題じゃないのと、議運委員長、問題じゃないのというふうに言いたい。瀬尾委員も一緒ですから、その取扱いをどうするかだと思うんですよ。

**○議長（福田俊一郎）** 先ほど来、御意見があるように、やっぱりこの議会運営委員会で議論をし、その結論として皆さんで一致したことについては、やはりこれは皆さんそれぞれ尊重し合い、そのことについては守っていただくことのほうが議会運営としては好ましいのかなと。また、お互いの議員の信頼を深める、そういうことになるんじゃないのかなと。信頼なくして市民のためにはならないような気もいたします。今回、その発議については、前回ここで審査をしていただいたそのままのほぼ同じ文章であります。これについては、できるだけ議員の皆さんが一致するように文言の整理等もしましょうという話もさせていただいたところでありますので、そして急に――

本来なら議員、議会運営委員会の皆さんが数日前からこういうのを出しますよというような、全員に語りかけて今日のこの議案の発議の提案というような形が、提案の仕方としても好ましいのかなというふうにかう思うところであります。半分以上の議員の方々には、この発議のことについては昨日、報告をされたところであります。

**○委員（川添公貴）** 権利があるんで、議員発議というのは議員個人個人、連署が必要ですけど、できるわけなんで、それはよしとして、じゃあ議会運営委員会で一回諮って、同じことなんですけど諮って見て、当分の間据え置きましようというような話で決を見出しているわけですよ。そういうことに決まったわけなんで、その後また6月とかその後やろうかということだろうということなんで、じゃあこれを一步譲って、私はその考えに反対だから、発議をしましようということになれば、議会運営委員会自体が成り立たないことになってきますよね。ほかの案件に関しても、いろんな意見があるわけなんで、多数意見でこの件は決まったとして、私はこうだと思ったら3人連署を集めて必ず発議で打っていけばいいということになりますよね。そういうやり方をしない、議会運営委員会がある程度一致した形で持っていくのが理想なんで。それともう一つ、ほかの議員の御意見等も聞いていろいろ審議をしたわけだけど、あえてこうやって提案するんであれば、もう一回しっかりと皆さんで協議をして、中身を精査してやる必要があるだろうと、期間が必要だろうと思いますね。それを突然ぱんと今日出されて、今日採決をしろというのは、やはり無理な話だろうと思いますね。ですから、取扱いについてあえて言わせていただくと、二通りあると思うんですが、上程しない、これが1点。でも上程しないときは、これを作られた方の考え次第ですから、それが一つ。これ1点。

仮に上程したとき、これは委員会付託をする。仮に上程されたとするならば、委員会付託をして慎重なる、閉会中審査でも構わないんだけど、慎重なる審議を重ねていくと。見出す点はその2点しかないだろうと思う。私は、個人的にはそういう考えしかないだろうと思っているところです。

**○委員長（福元光一）** 先ほど永山委員のほう



からちょっと手が挙がりかけましたけど、よろしいですか。

○委員（永山伸一）はい、もう。

○委員長（福元光一）いいですか。

それでは、この問題をどういうふうに取り扱っていったらよろしいか。

○委員（上野一誠）それぞれお考えがあるのはもう当然なんですけど、私的には議会運営としてこの議案を今審議中というふうに見ているので、6月という方向性を議長がそう言うので、その中で十分議論をすればいいのかな、しっかりそうしたのを出してもらえばいいかなと思っているので、ここでこの上程をするということは、やっぱり議会運営としては、私は認めるということは無理があると思います、私個人的には。だからあとそれを受けて、それで決を採るのかどうするのか分からんけど、一応それを受けてどうするかですよ。それは諮ってもらいたい。

○委員（成川幸太郎）昨日も非常に正副委員長の会議の中でも説明聞いて、6月までなぜ待てなかったんだろうかというような話も永山委員にはさせてもらったんですけども、ちょうど年度初めというようなことを言われましたけども、今、川添委員から発言が出たように委員会付託をして、まずこの中身をもうちょっと精査する、先ほど議長からもありましたように、文言的にもこのまま通すということであれば、ちょっとこれはどうだろうというような文言もありますので、やはりそこら辺も審査して、あるいは、もしできるものなら6月議会あたりですることも可能じゃないかなというふうには考えます。

○事務局長（田上正洋）すみません、本会議の開議時間を若干送っていただく方向でよろしいでしょうか。

○議長（福田俊一郎）延長してください。

○事務局長（田上正洋）どれくらいおくらせれば。

○議長（福田俊一郎）振鈴で知らせるということで。

○事務局長（田上正洋）そういうことですか。はい。

○委員（中島由美子）やはり唐突に出てきたかなという感があって、さっきから言われるように、議運で諮ってもう一回、6月に国のハラスメ

ント防止法が施行されるということで、そこでもう一回練り直そうという話をしていたので、私自身もその国の、調べようと思ったら調べられたんでしょうけど、その中身はよく見ていませんので、もう一回勉強ができるんだろうなという気持ちでおりましたので、とてもこう、今日の今日でというのは、強行採決するというのはいかなものかなと思っています。先ほど言われたように、委員会付託ができるのであれば、閉会中審査になるんですかね、そこはちょっと分かりませんが、そういう形でしっかり、新年度には間に合わないかもしれないんですが、議会の中でしっかりこうもんでいるんだよというようなことは示していくのが大事なのかなと思うので、委員会付託ができれば委員会付託をしていただきたいなと思います。

○議長（福田俊一郎）少しニュアンスが違うふうにとられているところがあるものですが、もう一回はつきりと申し上げますけれども、ハラスメント防止法についてはもう既に成立をしています。そして私が申し上げたいのは、6月から施行されます。その施行されることによって社会がどのようになってくるのか、恐らくテレビ等でもいろんなメディアでもこのハラスメント防止法の施行によって、会社関係とかいろんな自治体としては大企業に匹敵するわけですので、まさにその大企業のそのハラスメント防止法が施行されて、いろんな状況とか社会現象が出てくるでしょうから、そういったものを鑑みて、対応して、十分なそういう条例改正ができるんじゃないかなというふうに思っているところですので、御理解を頂きたいと思います。

○委員（上野一誠）委員会付託を受けるということは、この議案を議運で認めるということですよ。だからそうしていくと、今議長がお考えになっているそういうものは、非常にやりづらくなると思うんですよ。だから私はもうそこは、方法として言われているんだけど、議運の今進行中という捉え方からすると、今後はもうこれを新たに6月に整理をした中で出してもらおうという形が一番好ましいと思う。だから議運ではこの議案をやはり俎上に上げるということはやはり混乱を招くというもので、これまでの背景からするとやはりこれは無理があるんじゃないかということです。

○委員（瀬尾和敬）今、上野議員と同じなんで

すが、先ほど川添議員が言われたそのことは、例えばここで、今後、今から委員長にはこれを上げるか上げないかを諮ってもらいたいと思うんです。どうだろうと、本会議場でもし出された場合、そのときの後の手段として彼は委員会付託ということを出したと思いますので、とりあえずまず、これを上程するかしないかを諮ってもらわないといけないと思いますよ。

○委員長（福元光一）分かりました。最初に、この件は議運で取り扱っているということを踏まえて、まだそれがずっと継続の形になっているということでありますので、そこを踏まえて委員の方々は、今日の議運に出されたということはどういうふうに考えるかということにちょっと絞って意見を言っていただきたいと思います。

○委員（帯田裕達）賛同者の一人であり、取り扱っていただきたい。

○委員（森満 晃）最初に議長のほうから提案ということで、この議題を上げられて、非常に今、全国的にもこの件については取り沙汰されている件で、非常に見直しが必要なのかなど。内容的にもいろいろ御意見もありましたけども、議員活動がしにくくなるだとか、いろんなそういう部分もありましたけど、ほかの他近隣自治体を見ましても、いちき申木野市だとか、あるいは出水市、あるいは鹿児島市、鹿屋市といったところも同等の内容でこの条例が施行されているという点が1点と、私は、議長のほうがその6月の企業のパワハラのセクハラの条例を見てということだったんですが、これも厚生労働省から、結局、これは企業に対して、全社員に対して今後施行されるということで、これは六つぐらいに分類されているんですよ。これは精神的攻撃だとか、あるいは身体的攻撃だとか、あるいは差別をするだとか、それとかその会社内においてそういった過大の要求だとか、それとか過小の要求だとか、それとあと個人の侵害だとか、そういった意味ではこの議会の倫理条例と組み合わせたときに、これは企業とはまたその判断が違うんじゃないかという、私はそういうふうに捉えたんですね。ですので、その企業を待つする必要はなく、そういう口利き行為だとかそういった部分を含めれば、十分今の段階で、議長が最初に出された部分で全然問題なく、もうこれ通れるんじゃないかという形で、私はそ

ういう見方をしております。

○委員長（福元光一）ちょっと待ってください。

森満委員に申し上げます。内容の問題じゃなくて、前回の議運のときにこの問題を取り上げて、今後、国の動向を見てまた議運で諮りましょうということで委員の皆様が了解されたと思うんですが、それを踏まえて今回こうして議運にもう一回これをやるのかと、そうすると前々回の議運の協議をしたことは何だったのかという点を集中的にこう縮めて考えて発言をしていただきたいんだけど、それに対しては何かございませんか。

○委員（森満 晃）1点議長が出されて、それでまた今度は取り下げるという方向で、この議運の場でも話をされましたけど、一応その場合は決を採るといふか、了承という形だったんで、それからよくいろいろと考えた結果、やはりこれはやっぱりこの4月のスタートからがいいんじゃないかなということ、よくよく考えて、今回こういう行動を取りました。

○議長（福田俊一郎）繰り返すようですけども、今、森満委員のほうからありましたけれども、再三申し上げるように、議員倫理条例については、できるだけ文言を整理をすることによって皆さんが一致して、うん、この議員条例でいこうというふうになることが私はもう理想とすることです。私のほうから前回提案をさせていただきましたけれども、意見が分かれたことについては、もう私の不徳の致すところでありまして、これはやはり皆さんの意見をしっかりと聞きながら進めていくのが、この議会運営委員会の大きな趣旨ではないかなというふうにかう思うところがあります。

それとまた森満議員がいろいろ企業の話もされましたけれども、今回出されているこの第3条の第1項の第3号の（3）のところも、市並びに市が出資、その他財政支出等を行う法人、その他の団体及び指定管理者の職員、こういうふうに書いてあります。どこまでの範囲を示しているのかも不明ですし、この辺も明確になっていないというのものもあるものですから、この辺もちゃんとした徹底して議論もしながら進めていかんことには、こういうところの理解を皆さんがする上で条例を審査していきたいなというふうにかう思っています。

御了承願います。

○委員長（福元光一）議長に少し申し上げます。中身の問題ではなくて、この今回どうして議運に出したかというその点に絞っての問題です。

中身の問題は次の……。

○議長（福田俊一郎）先ほど森満委員がこれに賛同した理由を言われた中にその中身の問題が入っていたので、それはこうですよという話をしたところですよ。

○委員長（福元光一）それでは、委員の皆様、意見は皆様考えを述べられたと思いますが、どう取り扱ったらよろしいでしょうか。

○委員（瀬尾和敬）この議案第81号を上程するかしないかを定めるべきだと思います。

○委員長（福元光一）今の瀬尾委員の意見に対して、皆さん御異議ありませんか。

○委員（上野一誠）それ今言われたとおり、中身は別として、一応議運では上程は無理があると、だから決を採るなり、先にしていかなれないと進まんでしょう。

○委員長（福元光一）議運で取り上げるべきではないという意見が出ましたが、それに対して、ほかの取り上げていただきたいというような意見はございませんか。

○委員（永山伸一）私、提出者でございますので、ぜひ本会議場でのほう、お願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○委員長（福元光一）それでは、ほかにもございませんか。

ないようでありますので、両方の意見が出ましたが、それでは、ここで決を採っていいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）そういうふうになります。

それでは、取り上げる、取り上げていただきたいという方の起立をお願いします。

[賛成者起立]

○委員長（福元光一）次に、取り上げるべきではないという方の起立をお願いします。

[反対者起立]

○委員長（福元光一）それでは、取り上げないという方が多いようでございましたので、今回の議運では取り上げないことにいたしました。

○課長代理（久米道秋）本日の本会議に上程

しないという取扱いに今決定されましたけど、議事日程をもうあらかじめ作ってございまして、議事日程の差し替えをしないといけないものですから、ちょっとお時間を頂きたいと思います。

○委員長（福元光一）いいですよ。局長、それならまたもう一回当局に入ってもらえますか。この議運を終わらなきゃいけないですから。

[当局職員入室]

○委員長（福元光一）それでは、議案第81号は、先ほど委員の皆様方が協議された結果、今回は上程しないということで、そのほか、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等の審議方法についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午前10時1分休憩

~~~~~

午前10時6分開議

~~~~~

[休憩中に当局職員退室]

△閉 会

○委員長（福元光一）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 福元 光一